

奨学資金貸付・就学援助の希望者を募集

町は、奨学資金貸付制度と就学援助制度の2026年度希望者を募集しています。制度の詳細については、町ホームページをご確認ください。

奨学資金貸付制度

【対象者】

- 次の全ての要件を満たす人
- 町内に住所を有している人
- 高等学校以上（専修学校、産業技術短期大学、農業大学校なども含む）に在学している人
- 経済的理由により就学が困難な状況にある人
- 学習成績が優秀であり、かつ就学に耐えうる健康状態である人



制度詳細は町ホームページで確認を

【貸付月額（上限）】

- 1万5千円～3万5千円以内
- ※高等学校や大学、公立、私立などによって月額限度額が異なります。

【申込期限】

- 5月7日（木）
- ※学力や経済状況などを審査の上、6月中旬までに貸付対象者を決定します。

【利子】

無利子

【償還方法】

高等学校や大学などを卒業後、貸付期間の4倍の期間での均等払償還となります。

償還額（年額）を1、2、10回の希望回数で口座振替などにて返済していただきます（繰り上げ償還可能）。

◎学校教育課

☎ 692・6412



奨学資金貸付制度について

就学援助制度

経済的な理由で就学困難と認められる小・中学生の保護者を対象に、学用品費、修学旅行費などを援助します。

援助を希望される保護者の申請に基づいて、ご家族の状況、学校長の意見を判断して栗石町教育委員会が認定します。

なお、新入学児童生徒学用品費などの入学前支給を申請し認定を受けた人も、この制度を希望する場合は手続きが必要です。

【援助を受けられる世帯】

- ①生活保護を受けているご家庭
 - ②次のいずれかに該当するご家庭
 - ・年度内に生活保護の停止または廃止を受けたご家庭
 - ・生活保護世帯の収入基準の1・3倍未満の収入のご家庭
- ※同基準は、4月以降に決定となり、また世帯の人数、年齢構成などによって異なること

から一律の基準額を示すことができません。そのため、就学が困難で援助を希望される場合は申し出いただくようお願いいたします。

・その他特別な事情により経済的に困窮しているご家庭

【申請方法】

生活保護を受けているご家庭は手続き不要です。

その他のご家庭は、お子さんの在学する小学校または中学校で手続きを行ってください。新年度より小学校に入学される新入生は、入学先の小学校で手続きをお願いいたします。

◎お子さんが通学している学校（新入生は入学先の学校）または学校教育課☎692・6485



就学援助制度について

「山火事防止」に努めましょう！

盛岡地区広域消防組合は、2025年2月に多くの山林や住宅などが焼損して甚大な被害をもたらした大船渡市林野火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めることを目的として、火災予防条例の一部改正を行い、2026年3月1日から運用しています。☎盛岡西消防署雫石分署 ☎ 692-6119

改正のポイント

届出の必要な「たき火」

屋外で火をたく行為で、炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合は、「たき火」に該当しますので、管

轄する消防署所に届出してください。
※毎年1月1日から5月31日までの間



「林野火災注意報」と「火災警報」による火の使用制限

【林野火災注意報】

毎年1月～5月までの期間に「乾燥注意報」と「強風注意報」の両方が発表されたときに発令します。

【火災警報】

年間を通して気象の状況が火災予防上危険であると認められるときに発令します。

【火の使用制限】

- 山林、原野などを焼却しない
- 花火をしない



- 屋外で火遊びやたき火をしない
- 屋外では、ガソリンなどの火がつきやすい物や爆発のおそれがある物の近くで、たばこを吸わない
- 山林、原野などで、火災の危険が高いとして管理者が指定した場所では、たばこを吸わない
- 残り火（たばこの吸いがらを含む）や取灰や火の粉を片付ける
- 屋内で炎の出るものを使うときは、窓、出入口などを閉じてから使う



詳しくはこちら

周知

3月29日に役場窓口を臨時開庁

☎ 3月29日（日）、8時30分～17時15分
※マイナンバーカードの交付・電子証明書の更新は9時～16時

【対応窓口】

町民課

【対応内容】

戸籍届・証明、住民異動届・証明、印鑑登録・証明、マイナンバーカードの申請支援、マイナンバーカード交付、電子証明書の更新、国民健康保険に係る資格取得・喪失などの手続き、国民年金資格取得・喪失関係届出書の受理、後期高齢者医療に係る資格取得・喪失などの手続き、医療費助成申請手続きなど

☎町民課 ☎ 692-6400



周知

暮らしの困りごと、ご相談ください 行政相談所を開設します

町の行政相談委員・徳田靖やすしさんが次のとおり「行政相談所」を開設します。

行政の仕事やサービスなどについて困っていること、納得できないこと、要望など行政に関する相談を行政相談委員が聞き、相談者と役所の間にとって公正で中立な立場で問題解決に努めます。

相談は無料で、秘密は守られます。

☎ 4月14日（火）10時～正午

☎ 場 雫石公民館 講座室

※ 2026年度は主に毎月第2火曜日、雫石公民館にて開催予定です。

☎ 総合政策課 ☎ 692-6570



周知

福祉タクシー助成券を交付しています

町は、重度障がい者などに福祉タクシー助成券を交付しています。

2026年度分の申請受付および交付は、4月1日（水）から福祉課窓口で行いますので、交付を希望される人は、障害者手帳をお持ちいただき、申請してください。

【対象者】

以下の全てに該当する人が対象です。

- 身体障害者手帳、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持している人
 - ※身体障がい者については障がいの種類、等級によります。詳しくはお問い合わせください。
 - 在宅で、自動車税（軽自動車含む）の減免を受けていない人
- 助成券**▶ 初乗り運賃分の助成券を24枚交付

※年度途中の申請については1月あたり2枚として申請月分から交付します。

☎福祉課 ☎ 692-6473

周知

口座振替済通知書および継続検査用軽自動車税納税証明書の送付廃止

町は、口座振替で町税を納付された人に、口座振替済通知書を送付していましたが、経費削減・省資源化推進のため4月より廃止します。

また、軽自動車税を口座振替で納付された人への納税証明書（継続検査用）の送付についても、納税確認が電子化されたことに伴い、納税証明書の提示が原則不要となったため廃止します。

皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

📞 税務課 ☎ 692-6482

周知

安全運転で始める新しい季節 春の全国交通安全運動

4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

歩行者優先の意識を持ち、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。

秋の全国交通安全運動重点項目

- 通学路、生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先などの安全運転意識の向上
- 自転車、特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解、遵守の徹底

📞 防災課 ☎ 692-6410



周知

いわて消防指令センター運用開始します

4月から県内10消防本部（盛岡地区、宮古地区、釜石大槌地区、奥州金ケ崎地区、久慈地区、花巻市、北上地区、遠野市、陸前高田市および二戸地区）が共同で運用する「いわて消防指令センター」の運用が始まります。

新たな指令センターは、盛岡中央消防署の4階に設置され、スマートフォンの映像により状況を伝えることができる「映像119」などの新たな技術により迅速で的確な消防指令を実現し、地域の安全・安心を守ります。

📞 盛岡西消防署雫石分署 ☎ 692-6119

周知

自転車交通違反に反則金が課せられます

4月から自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されます。16歳以上の人による自転車利用中の軽微な交通違反について、自動車などと同様に反則切符を作成し、交付するものです。

交通ルールを守り、事故に遭わない、起こさないように気をつけましょう。

【交通違反の一例】



指定場所一時不停止など
反則金 5,000円



携帯電話使用など（保持）
反則金 12,000円

📞 盛岡西警察署 ☎ 645-0110

周知

国民年金保険料 2026年度は月額17,920円

4月から国民年金保険料は、月額17,920円となります。毎月の

保険料は、日本年金機構から毎年4月上旬にまとめて送られてくる納付書（4月～3月分）によって、翌月の末日までに金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアで納めます。

また、ほとんどの金融機関で口座振替ができますが、インターネット専用銀行は取扱いが限られていますので、詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

【口座振替での前納・早割がお得です】

保険料は、当月末振替による「早割（60円割引）」、2年分・1年分・6カ月分など、定められた月数分の保険料をまとめて納めることで割引となる「前納制度」があります。

口座振替・クレジットカードでの納付は割引額が増え、お得です。

【注意】まとめ払い（2年・1年・6カ月分）はいつでも申し込み可能ですが、4月分からの口座振替前納（2年・1年・6カ月分）の申込受付は2月末で終了しました。10月分からの口座振替前納（6カ月分）の申込期限は8月末です。

📞 盛岡年金事務所 ☎ 623-6211、町民課 ☎ 692-6478

周知

はじめての人でも安心 不動産に関する無料相談会

岩手県不動産鑑定士協会は不動産鑑定士による不動産の無料電話相談会を次のとおり開催します。

📅 4月9日（木）、① 10時～正午、② 13時～15時30分

① ▶ 城石不動産鑑定（株）☎ 613-2422、（有）空環研究所☎ 651-0996、新沼不動産鑑定事務所☎ 613-9292

② ▶ 東日本不動産コンサルト（有）☎ 626-5256、東野不動産鑑定事務所☎ 624-1999、

GREO（同）☎ 070-8521-0738、（一財）日本不動産研究所 盛岡支所☎ 090-1662-0389

※事前予約は不要です。

📞 岩手県不動産鑑定士協会 ☎ 604-3070

健康センターだより

健康推進課 ☎ 692-2227 FAX 692-0308

2026 年度のがん検診が始まります

職場などで検診を受ける機会がない人は、町の検診を受けて健康管理に努めましょう。

4月に「令和8年度各種検診申し込み調査票」を世帯配布します。調査票が届いた世帯は、必ず調査票に記入のうえ、返信用封筒に入れて4月17日(金)までに投函してください。

【検診対象年齢と検診名】

- 40歳以上
結核検診・肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診
- 40歳以上で偶数年齢の女性

乳がん検診*

- 20歳以上で偶数年齢の女性
子宮頸がん検診*
- ※2025年度検診を受けられなかった奇数年齢の女性も対象です。
- 35、40、45、50、55、60歳
節目総合健康診査
- 35歳以上
腹部超音波検診
- 50～74歳の男性
前立腺がん検診
- ※年齢基準日は
2027年3月31日



霽石診療所 4月のご案内

問い合わせ先 ☎ 692-3155

◆◆◆ 外来診療 ◆◆◆

受付時間 ▶ 8時30分～11時30分
13時30分～16時30分

- 診療は内科のみです。
- 夜間・休診日の場合、当診療所を受診している患者さまについてはお問い合わせください。
- ※患者さまの体調、その他やむを得ない理由により、面会を制限させていただく場合があります。
- 土曜日の診察がある場合は、午前中のみ診察です。
- 発熱外来の受付方法が変更となりました。詳細は玄関入口の掲示板をご確認ください。
- ※担当医は予告なく変更となる場合があります。

心と体のメンテナンスを

3月・4月は卒業や就職、引っ越しなどで環境が変わる人が多い時期です。生活環境の変化などで気づかないうちにストレスを抱えてみすぎると、心身の不調につながる可能性があります。

ストレスをため込みすぎないよう、ストレッチで体をほぐしたり、ゆっくり深呼吸するなどして、ストレスと上手に付き合いたしましょう。



自立支援医療（精神通院医療）について

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患で通院治療が必要な人が、医療費の自己負担額を原則1割負担へと減額できる制度です。受給申請は健康推進課で受け付けています。

【対象者】

精神障がい（てんかんを含む）により、通院による治療を続ける必要がある人

【手続きに必要なもの】

- ①診断書(更新の場合は2年に1度)
- ②被保険者証または資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか
- ③生活保護受給者は直近の決定通知書
- ④障害年金受給者は年金証書の写し、または年金振込通知書の写し
- ⑤マイナンバーカードまたは通知カード

4月の乳幼児健診、各種相談

会場▶保 : 保健センター
健 : 健康センター

実施日	内容	対象者	受付時間	会場
14日(火)	心の健康相談	心に悩みのある人(要予約)	14時30分～17時30分	健
17日(金)	乳幼児健診	3～4カ月、9～10カ月、1歳児 ^{※1}	12時45分～13時 ^{※2}	保
17日(金)	赤ちゃん相談	1歳までのお子さん	14時～15時	保
28日(火)	3歳児歯科健診	2023年4月生まれ	13時～13時15分 ^{※2}	保
28日(火)	3歳6カ月児健診	2022年9月、10月生まれ	12時45分～13時 ^{※2}	保
毎週木曜日 ※2、30日除く	話っこするべ	思いや悩みを聞いてもらいたい人	10時～正午	保

※¹乳幼児健診の対象▶3～4カ月児：2025年12月生まれ、9～10カ月児：2025年6月生まれ、1歳児：2025年4月生まれ
※²受付時間を変更しています。上記の時間までは、入場・受付できません。

日にち	午前	午後
1 (水)	七海・岩崎・増田	七海・岩崎・増田
2 (木)	七海	七海
3 (金)	七海・岩崎	岩崎
5 (日)	休日当番医	
6 (月)	七海・岩崎	七海・岩崎
7 (火)	七海・岩崎・増田	岩崎・増田
8 (水)	七海・岩崎・増田	七海・岩崎・増田
9 (木)	七海	七海
10 (金)	七海・岩崎	岩崎
13 (月)	七海・岩崎	七海・岩崎
14 (火)	七海・岩崎・増田	岩崎・増田
15 (水)	七海・岩崎・増田	七海・岩崎・増田
16 (木)	七海	七海
17 (金)	七海・岩崎	岩崎
20 (月)	七海・岩崎	七海・岩崎
21 (火)	七海・岩崎・増田	岩崎・増田
22 (水)	七海・岩崎・増田	七海・岩崎・増田
23 (木)	七海	七海
24 (金)	七海・岩崎	岩崎
25 (土)	土曜診療	
27 (月)	七海・岩崎	七海・岩崎
28 (火)	七海・岩崎・増田	岩崎・増田
30 (木)	七海	七海